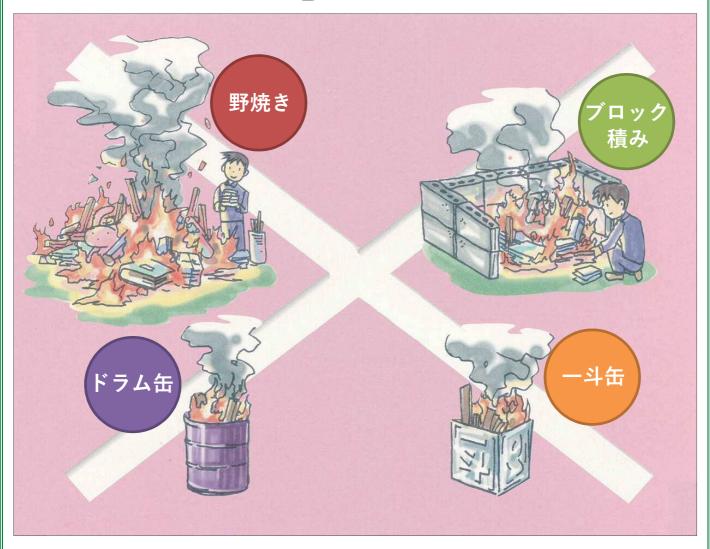
# 屋外での焼却行為は

# 原則芸してす



- ・屋外でのごみ(枯草や枝木を含む)の焼却行為は、原則禁止されています。
- ・農業のためのやむを得ない草木等の焼却(灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など)は禁止の例外となっていますが、苦情があれば、悪臭防止法や 静岡県条例に基づき、中止の指導をすることがあります。
- ・事前に消防署に届け出ていても中止していただくことがあります。 (火事との区別を付けるための届出であり、野焼きが許可されたわけでは ありません)



<問合せ先>

浜松市 環境部 環境保全課 大気・騒音対策グループ 浜松市中央区鴨江三丁目1番10号

TEL: 053-453-6170

FAX: 050-3606-4363

E-mail: kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

令和6年1月作成



## ◆◇◆野焼きの原則禁止に関する条文(要約)◆◇◆

#### <悪臭が生じる物の焼却の禁止>

#### 悪臭防止法 第15条

何人も、住居が集合している地域においては、燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

#### <屋外における燃焼行為の制限>

#### 静岡県生活環境の保全に関する条例 第100条

- ①事業者は、燃焼の際ばい煙、悪臭等を発生するおそれがある物を、廃掃 法で定める基準によらず屋外において燃焼させてはならない。
- ②事業者以外の者は、ばい煙、悪臭等を発生するおそれがある物を屋外においてみだりに燃焼させてはならない。

### <焼却禁止>

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- ①法に定める廃棄物の処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ②他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

#### <焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却>

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第14条

法第16条の2第3号に定める焼却は、次のとおりとする。

- ①国又は地方公共団体による施設管理のための焼却
- ②災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
- ③風俗慣習上や宗教上の行事のための焼却
- ④農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却
- ⑤日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

上記の例外焼却に該当する場合であっても、近隣環境への配慮は必要です。<br/>
苦情があれば中止の指導をすることがあります。